

告 示

埼玉県告示第千三百十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十八年十月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十八年九月二十九日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人MCG
- 三 代表者の氏名
高野 友則
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県朝霞市東弁財三丁目五番二十六―一号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、要介護者・要支援者の方及びそのご家族の方々などの「総合的な窓口」として相談を受け、相談者にあつた各種サービスの提供並びに医療・介護事業者とのマッチングを行い、また、広く一般市民に向けた在宅医療・介護に関する情報提供を行うことにより、医療・介護サービスを提供する者の思いを発信し、誰もが安心して生活できる地域社会を創造することを目的とする。